



岡労発基 0805 第 5 号

令和 3 年 8 月 5 日

岡山県医師会長 殿

岡山労働局長



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成 26 年 2 月に稼働を開始して以来 7 年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり令和 3 年度においても労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

また、今期についても、新型コロナウイルス感染症の各地の状況を踏まえ、昨年度に引き続き労災保険指定医療機関へ配慮し、オンライン等の活用による個別対応やオンラインによる説明会等の活用による実施を予定しております。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、貴会会員への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（令和3年度）の概要

1 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業

労災指定医療機関及び労災指定薬局（以下「指定医療機関等」という。）からの労災診療費等の請求については、平成26年から、労災レセプト電算処理システム（以下「労レセシステム」という。）によりオンラインでできることとなった。

しかしながら、労レセシステム導入には、システム改修及びソフト購入等の費用がかかり、また、労災保険の取り扱い件数が少ない等の理由により、労レセシステムの普及が進んでいない状況にある。

このため、労レセシステムについて、指定医療機関等に対し広く周知するとともに、導入意向のある指定医療機関等に対し重点的に導入勧奨し、導入時の支援金の支払により、労レセシステムの普及を図るものである。

2 普及促進のための委託事業

厚生労働省は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業について、株式会社博報堂に委託し、次の事業を行う。

(1) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた広報・周知活動

指定医療機関等に対するWEBを活用した導入勧奨（オンライン個別訪問）など

(2) 未導入の指定医療機関等に対するパンフレット等の作成・発送、アンケートの実施

(3) 未導入の指定医療機関等に対するオンライン説明会の実施

(4) 導入支援金の支払

新たに労レセシステムを導入した指定医療機関等に対し、導入に係る費用の2分の1に相当する額を支払う。ただし、次の額を上限とする。

医療機関（病床数20床以上）80万円

（病床数20床未満）50万円

薬局 20万円

(5) 医療機関等の関係団体の会報誌への広報

(6) 問合せ対応のためのヘルプデスクの設置・運営

3 厚生労働省及び都道府県労働局の取組

厚生労働省及び都道府県労働局は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進に向け、次のような取組を行う。

(1) 厚生労働省の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 厚生労働省ホームページへの掲載による周知

(2) 都道府県労働局の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 関係団体が実施する各種会合等の場における周知

ウ 都道府県労働局ホームページへの掲載による周知